

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和六年四月二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和六年四月二 日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字八幡太神西北五 百一番一、五百一番五	指定に係る道路の位置
四十九・四二	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)